

健康食育あつぎプランについて

1 健康食育あつぎプランの概要

本プランは、社会状況の変化や本市の健康や食育を取り巻く現状と課題などを十分に踏まえ、更なる健康づくりを推進するため、市民一人一人が主体的かつ継続的に、健康づくりや食育に一体的に取り組むことができるよう、策定したものです。

なお、現行の第3次プランの計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

2 プランの体系

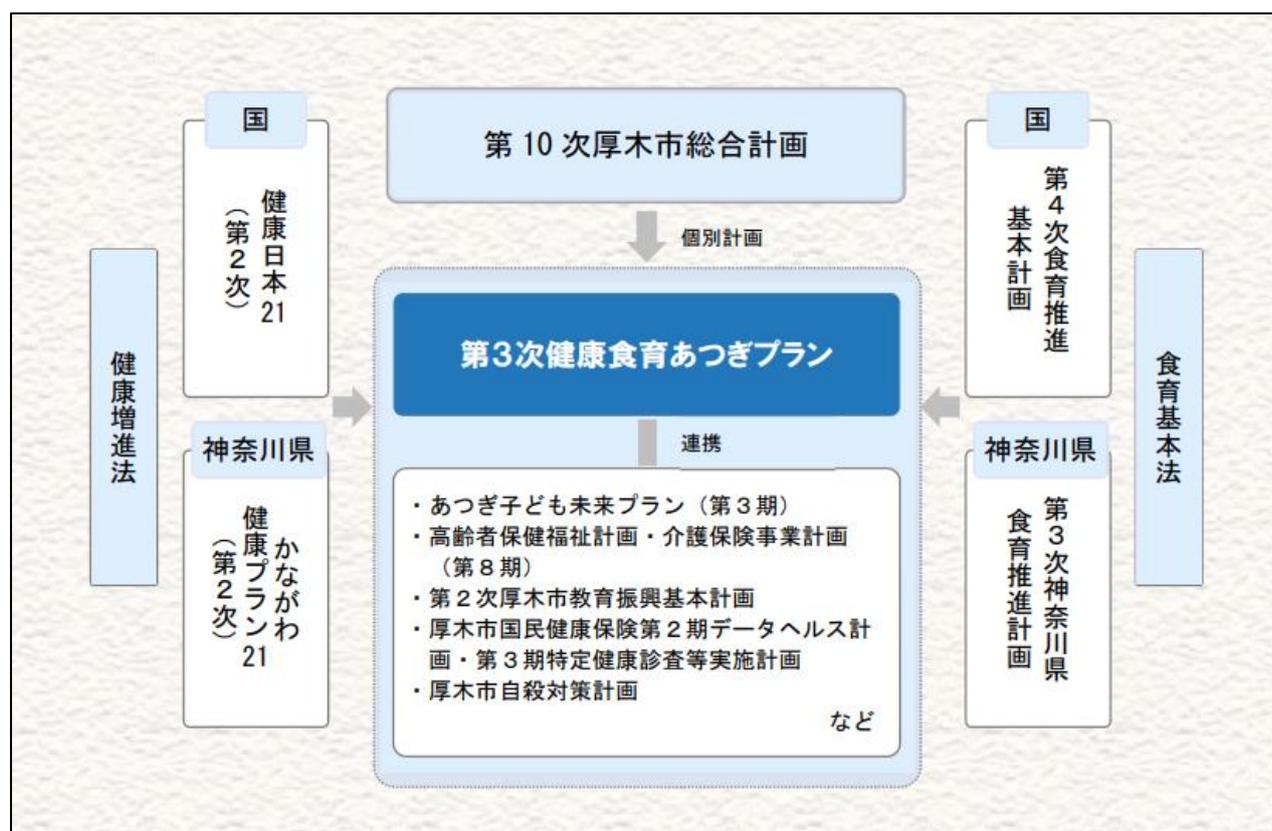
「健康寿命の延伸、みんなで描く健幸生活」を「基本目標」として設定し、施策を総合的に推進していきます。

具体的には、「基本目標」を実現するための「基本方針」として、生活習慣病の発症予防と重症化の予防、「生涯にわたる食育の推進」、「生活習慣及び社会環境の改善」、「市民との協働による健康づくりの推進」の四つを設定し、取組分野として「生活習慣病の予防」、「飲酒・喫煙」、「食の安全・安心」、「食への感謝と地産地消」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動習慣」、「休養・こころの健康」、「歯・口腔の健康」の八つを設定します。

3 プランの位置づけ

本プランは、健康増進法第8条第2項に規定される「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条第2項に規定される「市町村食育推進計画」です。

また、第10次厚木市総合計画の施策の個別計画として位置付けるとともに、他の個別計画と連携を図ります。



4 健康日本 21（第 3 次）との関連性

改正後の健康日本 21 における基本的な方向と健康食育あつぎプランの体系は、以下のとおり対応しています。

健康日本 21（第 3 次）	第 3 次健康食育あつぎプラン
【基本的な方向】 <ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 個人の行動と健康状態の改善 社会環境の質の向上 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり 	【基本目標】 健康寿命の延伸、みんなで描く健康生活 ≪基本方針≫ <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症予防と重症化の予防 生活習慣及び社会環境の改善 生涯にわたる食育の推進 市民との協働による健康づくりの推進

5 今後の方針

(1) 健康日本 21 の改正に伴う本市プランの見直しは行わず、現行のプランを推進していきます。

(2) 次期プラン（令和 9 年度～）策定時に健康日本 21（第 3 次）及びかながわ健康プラン 21（第 3 次）の内容並びに本市施策の取組み状況を踏まえ定めるものとします。

≪スケジュール≫

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
【厚木市】 健康食育あつぎプラン	第 3 次						第 4 次
					最終評価	策定	
【国】 健康日本 21	第 2 次			第 3 次			
【県】 かながわ健康プラン 21	第 2 次			第 3 次			